

方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）

イ 熊本県税

申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）

4 申請書等の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

(2) 申請書及び添付書類中の金額については、邦貨額を記載すること。（外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。）

第4 競争に参加することができない者

次に掲げるもののいずれかに該当する者

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者

2 令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの

3 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 申請を行おうとする建設工事の種類について、建設業法第3条の規定による許可を受けていない者

6 申請を行おうとする建設工事の種類について、法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない者

7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者

8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）第3条各号のいずれかに該当する者

第5 競争参加者の資格及びその審査

1 第4の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。

2 第4の競争に参加することができない者以外のものについては、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高点順に配列し順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

第6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

第7 資格の有効期間及び更新手続

1 一般競争（指名競争）参加資格の有効期間

資格認定の日から平成16年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間の経過後も引き続き一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者は、平成15年度中に平成16年度及び平成17年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているのので、当該告示に従い一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をすること。

第8 その他

1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。

2 定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行い、申請書を受理された者は、一般競争（指名競争）参加資格を有するので、本告示による一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行う必要はない。

第9 申請書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部監理課建設業係

電話 096-383-1111 内線 6020、6021

#### 熊本県告示第930号

国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項の規定による基準地の単位面積当たりの標準価格を次のとおり判定した。

平成15年9月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 価格判定の基準日

平成15年7月1日

2 基準地の所在、基準地の単位面積当たりの価格等